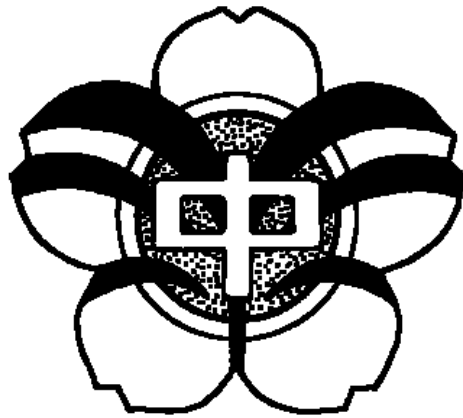


坂戸市立浅羽野中学校

いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月

坂戸市立浅羽野中学校

目 次

はじめに

I	いじめの防止等に関する基本方針・・・・・・・・・・	2
1	いじめの防止等に対する基本的な考え方・・・・・・・・	2
2	いじめの防止等に対する基本理念・・・・・・・・・・	2
3	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	いじめの未然防止に関する方針・・・・・・・・・・	3
5	いじめの早期発見に関する方針・・・・・・・・・・	4
6	いじめの対応に関する措置・・・・・・・・・・	4
7	重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
II	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	8
III	いじめ防止年間指導計画・・・・・・・・・・	9
IV	校内組織・・・・・・・・・・・・・・・・	10

I いじめの防止等に関する基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱とする。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

2 いじめの防止等に対する基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
 - ①生徒からのいじめのサインを、見逃さない。
 - ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての生徒において、いじめをしない心を育てる。
 - ①日常的にいじめの問題について触れ、生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
 - ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。
 - ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(国の基本方針より)

いじめを認知する際の指針

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織、生徒指導部会・教育相談部会（「校内いじめ対策委員会」等）をもって行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当生徒の力関係等を考慮し、判断し複数の教職員で対応する。
- (3) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして速やかに対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。
- (5) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、外部機関（警察等）と連携して対応する。

4 いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレス等が要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人のよさを活かし、伸ばす指導を心がけ、活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

5 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 「やりとり帳」や個人面談、三者面談の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (3) 家庭訪問や電話連絡を積極的に行い、家庭と連携を密にして生徒を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトや SNS (Social Networking Service) を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。
- (6) 教職員がお互いにクラスや学年、教科、部活、委員会活動等の枠を超えた情報交換を行うなど、ささいな変化を見逃さない。

6 いじめの対応に関する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ④発見・通報を受けた教職員は、生徒指導部会、教育相談部会（「校内いじめ対策委員会」等）で直ちに情報を共有する。
 - ⑤速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
 - ⑦指導に困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく西入間警察署と連携して対処する。
- (2) いじめられた生徒及びその保護者への支援
 - ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ③いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
 - ④状況に応じて、いじめた生徒を別室で指導する。
 - ⑤必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。

- ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
- ①いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
 - ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
 - ③いじめた生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ④いじめをした生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
 - ⑤個々のいじめの状況に応じた指導や、警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ③生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
 - ②必要に応じて、さいたま地方法務局人権擁護課、西入間警察署等と連携して対応する。
 - ③ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
 - ④パスワード付きサイトや SNS (Social Networking Service) を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事故の定義

重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような重大な非該等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①生徒が自殺を企図した。
- ②身体に重大な傷害を負った。
- ③金品等に重大な被害を被った。

- ④精神性の疾患を発症した。
- ⑤相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた。
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの
 - ※生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (2) 重大事態発生時の報告
 - 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。
- (3) 重大事態の調査について
 - ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ②組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、校内いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- (4) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ①事実関係の確認とともに、いじめをした生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ②いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ③いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (5) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ①生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議しその上で調査を行う。
 - ②調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。
- (6) 調査結果の提供
 - ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
 - ②いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員が

どのように対応したかなど) について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

- ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ①校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ②「校内いじめ対策委員会」の構成員については、生徒指導部会を中心に、必要に応じて、教育相談部会のメンバー、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。
- ③「拡大いじめ対策委員会」には、「校内いじめ対策委員会」メンバーに加えて、地域の区長代表、民生・児童委員代表、保護司代表、PTA会長等を含むものとする。
- ④「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ⑤いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ⑥必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加して対応する。
- ⑦学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ①各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ①教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ①学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ②教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ①学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 関係機関との連携

(1) 坂戸市教育委員会との連携

- ①坂戸市立教育センターとの連携
 - ・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーの活用
- ②教育指導課生徒指導担当との連携
 - ・迅速かつ適切な支援
 - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問

(2) 保護者・地域との連携

- ①相談窓口の周知
 - ・「いじめ電話相談」の活用
- ②情報モラルの啓発
 - ・保護者会、PTA 総会、家庭教育学級等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部「あおぞら」との連携）
- ③いじめの未然防止の広報啓発
 - ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発

(3) 警察との連携

- ・西入間警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・「坂戸市いじめ問題対策連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携と保護者への啓発

(4) 児童相談所、坂戸市子ども支援課及び法務局との連携

- ・「坂戸市いじめ問題対策連絡協議会」における連携

(5) 市長部局との連携

- ①「坂戸市いじめ問題対策連絡協議会」における連携
 - ・いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携
- ②重大事態発生時の調査等における連携
 - ・学校、教育委員会及び市長部局とで連携を図る。

III いじめ防止年間指導計画

坂戸市立浅羽野中学校

いじめ防止年間計画

※定期的に実施していくもの

生徒指導部会(毎週水曜)、教育相談部会(毎週月曜SC訪問日)

毎学期実施：教育相談アンケート→チャンス相談実施

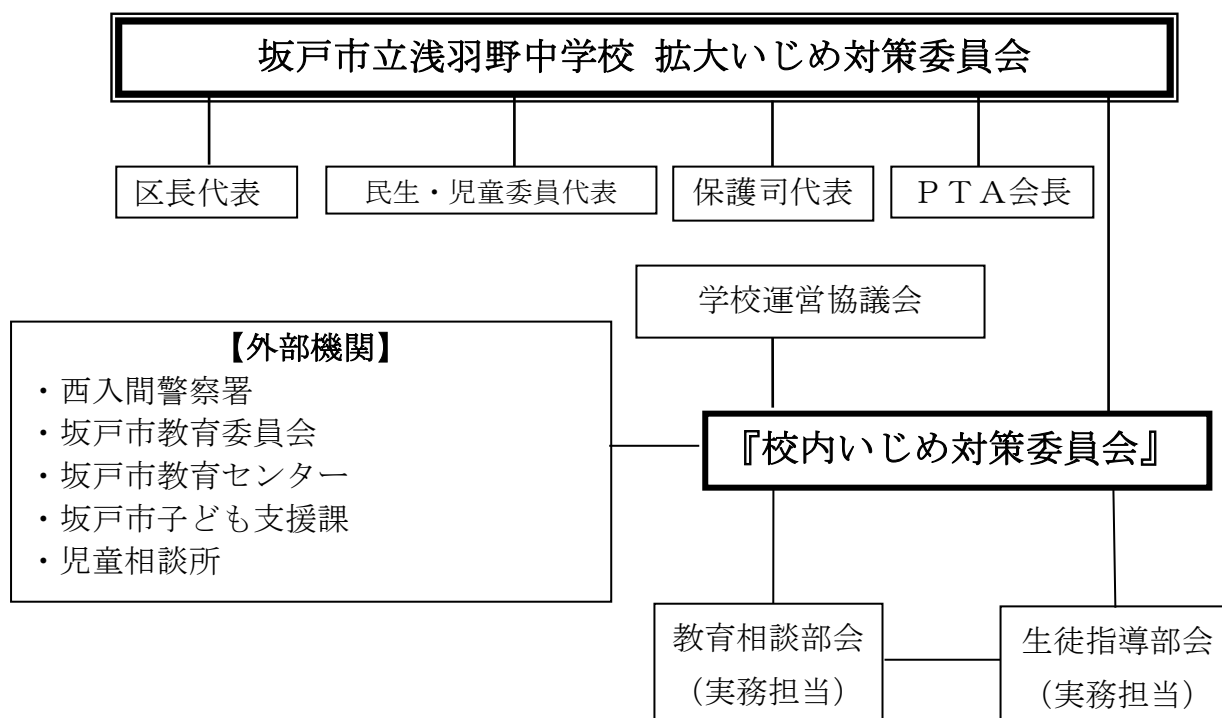
毎日実施：やりとり帳等の活用

実施 期間	活動計画 (学：学校 生：生徒会 保：保護者)	活動内容	留意点
4月	学：校内研修 学：学級づくり 保：保護者会（全学年）	・学校の指導方針の周知・徹底 ・いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ・いじめ問題に対する学校の方針の説明	学校における いじめの対応 方針の確認を する。
5月	学：部活動保護者会 学：第1回いじめ対策委員会 学：校内研修 学：人権作文、人権標語 生：生徒総会 学：修学旅行（3年生）	・生徒と保護者に向け、部活動内での協力、思いやりの重要性 を認識 ・学校の指導方針の確認 ・個々の生徒の情報交換と対応の検討 ・浅羽野中学校の「いじめ防止基本方針」の周知、徹底 ・全クラス一斉による人権感覚の育成 ・生徒会からのいじめについての全校生徒への呼びかけ ・班、学級、学年内の協力や思いやりの育成	保護者の理解 を得る。 いじめの実態 を把握する。
6月	学：第1回小中連絡協議会 学：第1回アンケート調査 保：第1回青少年育成地区会議	・小中連携による情報交換 ・いじめに関する実態把握 ・地域との連携、今後の取り組みについての話し合い ・小中連携による情報交換	子ども自身の 力で、いじめ のない学校を 作る。 小中間及び地 域と連携した 取組を確認す る。
7月	学：学校保健委員会 保：保護者会（3学年） 保：三者面談（全学年） 生：小中合同あいさつ運動 学：青少年育成浅羽野中学校校区地区会議	・いじめの情報提供と実態の確認および意見交換 ・進路説明及び生徒の状況確認 ・いじめの把握、初期対応、いじめをなくす為の取組 ・生徒会が浅羽野小学校の校門で小学生と一緒に活動 ・情報交換及び地域との連携や今後の取組について	保護者の理解 を得る。
8月	学：校内研修 学：部活動の指導	・生徒の状況確認 ・練習等の活動を通じた、生徒間の協力、思いやりの育成	いじめの実態 を把握する。
9月	学：校内研修 生：体育祭 学：学校朝会	・夏休み後のいじめに関する実態把握 ・様々な競技を通じた、生徒間の協力、思いやりの育成 ・いじめ根絶に向けての意識の醸成	いじめの実態 を把握する。
10月	保：進路保護者会（3年） 学：胡桃祭（合唱コンクール） 生：生徒会本部役員選挙 学：第2回いじめ対策委員会 学：小中合同一斉下校	・進路説明及び生徒の状況確認 ・合唱練習等を通じた、生徒間の協力、思いやりの育成 ・子どもたちの手による、いじめのない学校づくりの推進 ・アンケートで把握したいじめ問題への対応についてしよう ・小学生を守りながら一緒に下校	子ども自身の 力で、いじめ のない学校を 作る。
11月	生：小中合同あいさつ運動 保：全校三者面談 学：第2回アンケート調査	・生徒会が浅羽野小学校の校門で小学生と一緒に活動 ・いじめに関する実態把握 ・いじめに関する実態把握	いじめの実態 を把握する。
12月	生：いじめ撲滅キャンペーン 学：三者面談（3年） 学：部活動の指導 学：3 days チャレンジ	・スローガンの募集と掲示による生徒の意識高揚 ・保護者からの情報や意見の聴取 ・練習等の活動を通じた、生徒間の協力、思いやりの育成 ・生徒同士の協力・職場体験での協力の大切さ	子ども自身の 力で、いじめ のない学校を 作る。
1月	学：校内研修 学：第2回小中連絡協議会（大家小） 保：新入生保護者会 学：修学旅行（2年生）	・保護者、地域との連携を図る取組について ・小中連携による情報交換 ・保護者からの情報や意見聴取（アンケート実施） ・班、学級、学年内の協力や思いやりの育成	教員の資質向 上を図る。
2月	学：第3回アンケート調査 学：第2回小中連絡協議会（浅羽野小） 学：校外学習 保：1、2年保護者会	・いじめに関する実態把握 ・小中連携による情報交換 ・班、学級、学年内の協力や思いやりの育成 ・保護者からの情報や意見聴取	子ども自身の 力で、いじめ のない学校を 作る。
3月	学：第3回小中連絡協議会 生：3年生を送る会 学：第3回いじめ対策委員会	・小中連携による情報交換、次年度の学級編成等での配慮 ・行事成功のための生徒間の協力、思いやりの育成 ・今年度のまとめと来年度の取り組みについての検討	次年度に向け ての準備をす る。

Ⅳ 「いじめ防止基本方針」による校内組織

坂戸市立浅羽野中学校 「いじめ防止基本方針」による校内組織

「いじめ対策委員会」



構成メンバー

《学校内》	《学校外》
『校内いじめ対策委員会』 ・校長（１） ・教頭（１） ・教務主任（１） ・生徒指導主任（１） ・教育相談主任（１） ・学年主任（３） ・学年生徒指導担当（２） ・養護教諭（１） ・さわやか相談員（１） ・スクールカウンセラー（１）	・学校運営協議会委員（７） ・区会長代表（１） ・保護司代表（１） ・民生・児童委員代表（１） ・ＰＴＡ会長（１） ※必要に応じて ・外部機関